○社会福祉法人栄村社会福祉協議会事務局規程

令和３年３月 23 日規程第１号

社会福祉法人栄村社会福祉協議会事務局規程

（趣旨）

第１条　この規程は、栄村社会福祉協議会事務局（以下「事務局」という。）の組織等について必要な事項を定めるものとする。

（係の設置）

第２条　事務局に次の係を置く。

（１）　地域福祉係

（２）　介護事業係

（係の分掌事項）

第３条　前条の係の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　地域福祉係

ア　庶務、職員、財務及び会計等局務全般に関する事項

イ　地域福祉に関する事項

ウ　施設の維持管理等に関する事項

（２）　介護事業係

ア　居宅介護支援事業に関する事項

イ　訪問介護事業に関する事項

ウ　通所介護事業に関する事項

（職制）

第４条　事務局に、次の職員を置く。

（１）　事務局長

（２）　管理者

（３）　係長

（４）　主査

（５）　主任

（６）　技師

（７）　主事

２　会長が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず臨時職員を置くことができる。

（職務）

第５条　職員の職務は、次のとおりとする。

（１）　事務局長は、会長の命を受けて会務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（２）　前項に規定する職員以外は、上司の命を受けて所属の事務に従事する。

（事務分掌）

第６条　事務の分掌については、会長が別に定める。

（文書管理）

第７条　文書の取り扱い及び管理については、栄村文書規程（平成 16 年規程第 15 号）の例による。

（服務）

第８条　職員の服務については、別に定めがあるものを除くほか、栄村職員服務規程（平成 10 年規程第１号）の適用を受ける職員の例による。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。